

IFRS 10Minutes

PricewaterhouseCoopersが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 5
2010年2月

IFRSの準備は 進んでいますか？

ハイライト

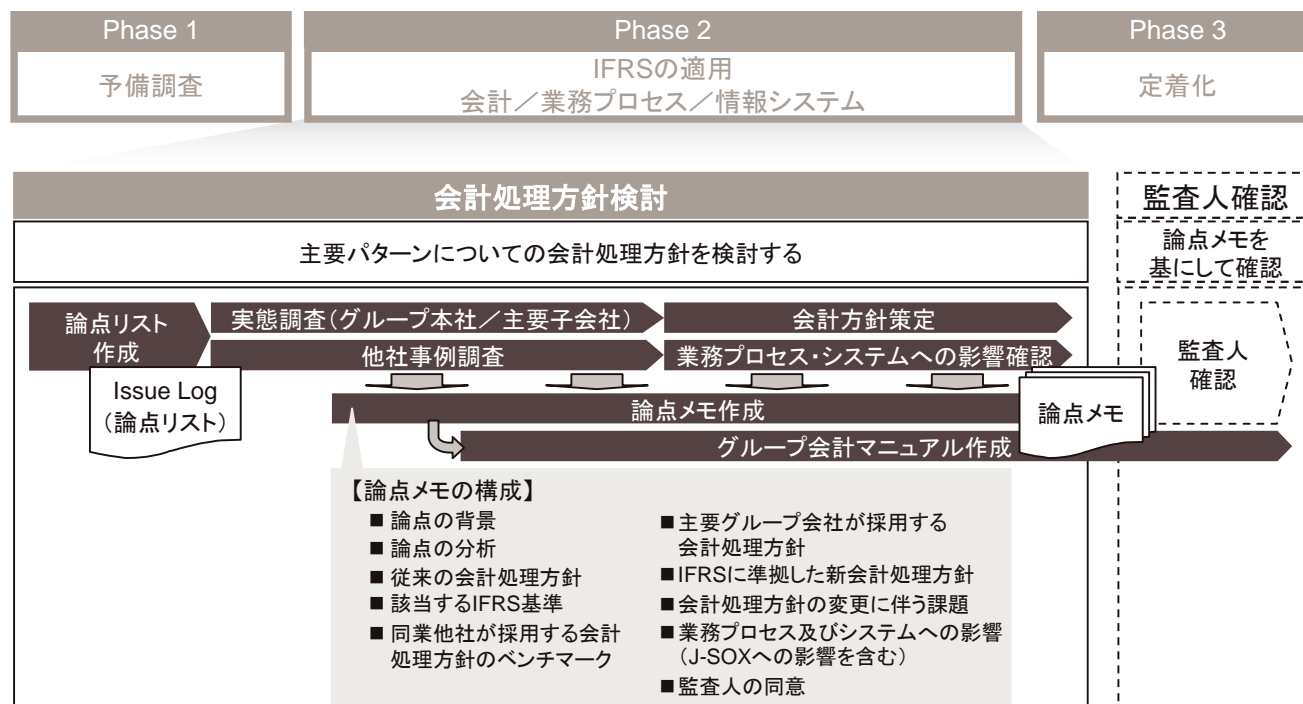
- ASBJ、最近のコンバージェンスのプロジェクト計画の近況
- 金融庁、連結財規改正内閣府令公表
- IASB、IAS37改訂の公開草案を公表（概要とその背景）
- IFRSに基づくプロジェクト
ー帳簿方式の検討
- コラム
ーIFRS連結財務諸表の開示例公表
ー中国のIFRSコンバージェンスのロードマップ
ーASBJ、IFRSの日本語版を発刊
ーCESR(欧州)でのIFRS執行機関の会合

IFRS適用に向けて2010年に必要と想定される準備は？

- 連結財規の改正内閣府令が最終化、任意適用の概要明らかに！
- 予備調査は実施されていますか？
- 予備調査で把握された論点及び課題への対応方針は決まっていますか？
- 会計処理方針検討スケジュールはできていますか？
- グループ会計マニュアルの作成プランはできていますか？

会計処理方針検討の一例

（「会計処理方針検討」はIFRS適用プロジェクトPhase2の主要作業の一つです）



What's New

発行日	発行主体	発行物
12/1	金融庁	IFRS任意適用に伴う連結財規の改正内閣府令の予告版を公表
12/3	ASBJ/IASB	IFRS日本語版『国際財務報告基準(IFRS)2009』を発刊【ページ 8】
12/3、4	CESR	会議： 各国IFRS基準の執行機関らがIFRS基準の法執行(enforcement)を議論【ページ 8】
12/4	ASBJ	「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び同適用指針の公表【ページ 1】
12/7~9	AICPA	会議：「2009年 SEC及びPCAOBの最新の活動状況」 in Washington, DC.
12/7	AICPA	IASB議長David Tweedie卿の後任議長の国際的な募集を開始
12/8	IASCF	後任評議員2名を指名
12/11	金融庁	IFRS任意適用に伴う連結財規の改正内閣府令を公表【ページ 2、3】
12/15~18	IASB	会議： ボードミーティング December 2009
12/18	金融庁	国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例を公表【ページ 8】
12/18	ASBJ	「無形資産に関する論点の整理」の公表【ページ 1】
12/25	経済産業省	会議： 第17回企業財務委員会
12/25	ASBJ	「包括利益の表示に関する会計基準(案)」の公表【ページ 1】
1/5	IASB	公開草案： IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」改訂案【ページ 4、5】
1/5	IASB	会議： 保険契約及びリースに関するFASBとの共同会議
1/18~21	IASB	会議： ボードミーティング January 2010
1/20	金融庁	指定国際会計基準の適用範囲を拡大する公開草案を公表【ページ 3】
1/21	IASB	中小企業向けIFRSに関するトレーニング資料を公表
1/28	IASB	「IFRS第1号の改訂:IFRS第7号の開示の初度適用企業への限定的な免除」を公表

ASBJ コンバージェンス計画 の最近の進捗

ASBJは、2009年12月に、IFRSへのコンバージェンスの一環として、プロジェクト計画表に従い、既存の差異に関するプロジェクト項目(過年度遡及修正等、包括利益の表示、無形資産)について、それぞれ会計基準／同適用指針、基準の公開草案、論点の整理(いわゆるDP)を公表しました。

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び同適用指針の公表(12月4日)

- 背景
 - 従来日本の日本基準では、会計上の変更や過去の誤謬について、過年度の財務諸表を修正せずに当期の財務諸表を修正した上で、変更の影響等は注記にて補足されてきたのに対し、IFRSでは過年度の財務諸表を遡及修正することとされ、この差異は、ASBJとIASBの共同プロジェクトにおいても優先的に取り組むべきコンバージェンス項目とされてきた結果、最終の会計基準が公表されました。
- 新会計基準と適用指針の内容の概要
 - 会計方針の変更の原則的な処理方法と、原則的な処理方法が実務上不可能な場合の処理方法双方の取り扱い
 - 表示方法の変更に関する取り扱い
 - 会計上の見積りの変更に関する取り扱い
 - 過去の誤謬の取り扱い
- 適用時期
 - 平成23年4月1日以降開始事業年度期首以後の会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用

「包括利益の表示に関する会計基準(案)」(12月25日)

- ASBJは、「財務諸表の表示に関する論点の整理」(平成21年7月公表、10月発行 10 Minutes Vol. 3で解説)を受けて、同12月に包括利益の表示に関する公開草案を公表しました。当該草案では、IFRSと同様に、損益計算書と包括利益計算書を区分する2計算書方式と双方を1つの計算書で表示する1計算書方式が提示されています。

「無形資産に関する論点の整理」(12月18日)

従来、我が国では、無形資産に関して企業結合により受け入れた無形資産及び研究開発費やソフトウェア制作費等について個別の会計基準の定めはありましたが、無形資産全体に関する体系的な会計基準がありませんでした。

当該「論点の整理」では、以下の事項が論点として、掲げられています。

- 無形資産の定義(識別可能な資産のうち物理的実体のないものであって、金融資産でないもの)
- 無形資産の認識要件
 - (1) 経済的便益をもたらす蓋然性
 - (2) 取得原価の測定可能性
- 取得原価と無形資産の認識
 - 個別買入れによる取得
 - 企業結合による取得
 - 自己創設による取得
- 当初取得時の測定
- 当初認識後の測定(再評価モデルの未使用、償却方法の決定、償却不要の無形資産、減損)
- 開示(国際会計基準と整合する開示項目の決定)
- 従来繰延資産の取扱いの論点

今後の方向性

「包括利益の表示に関する会計基準(案)」については、2010年2月1日までコメントを募集したあと、2010年前半に最終基準の公表、「無形資産に関する論点の整理」に関しては、同2月18日までコメントを募集したあと、2010年4月～6月に公開草案の公表後、2010年中には、最終の会計基準の公表が予定されています。

連結財務諸表規則等の改正内閣府令公表

金融庁は2010年6月30日に公表した連結財務諸表規則等の改正案について、12月1日に予告版を公表後、12月11日に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表しました。これは、6月の改正案に対して寄せられた意見を勘案したもので、公布の日から施行されています。

当改正は、一定の条件を満たす企業に対し最短で2010年3月期年度の連結財務諸表から国際会計基準による作成を容認する方針が示されたことを踏まえ、その内容を制度化するためのものです。

改正内閣府令の概要

任意適用の対象会社(1)および(2)を満たす「特定会社」

(1) 以下をすべて満たす

- 発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること
- 有価証券報告書において連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- 十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること

(2) 会社、その親会社又はその他の関係会社の親会社が次のいずれかの要件を満たす会社

- 外国の法令または外国金融商品市場の規則に基づき、定められる期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
- 外国に資本金20億円以上の連結子会社を有していること

指定国際会計基準

- 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として一定の要件を満たすもの(特定会社)について「指定国際会計基準」を適用可能としています(2009年12月11日現在では、IASBが2009年6月30日までに公表した基準及び解釈指針とされる)。

適用開始時期

- 適用開始時期は、年度財務諸表は2010年3月期から、四半期財務諸表は2011年3月期の第1四半期からとしています。

① 2010年3月期の期末からIFRSを適用の場合の提出書類

- IFRSによる連結財務諸表(当期および前期)
- 前期首のIFRS開始財政状態計算書
- 日本基準との調整表
- 日本基準による要約連結財務諸表及び会計方針の変更(当期および前期)
- 日本基準とIFRSの差異の説明(当期及び前期)

② 2011年3月期第1四半期からIFRSを適用の場合の提出書類(第1四半期)

- IFRSによる四半期連結財務諸表(当期および前期)
- 日本基準との調整表
- IFRS連結財務諸表(当期および前期)
- 前期首のIFRS開始財政状態計算書
- 日本基準との調整表
- 日本基準による要約連結財務諸表及び会計方針の変更(当期及び前期)
- 日本基準とIFRSの差異の説明(当期及び前期)

連結財務諸表規則等の改正内閣府令公表

(つづき)

四半期の取扱い

- IFRSの適用開始は年度から及び第1四半期からの双方が認められます。

初年度の特例

- 翌年度の第1四半期の報告書提出時に、IFRSに準拠した前年度の連結財務諸表を記載して提出することが可能
- 例えば、2011年3月期のIFRS連結財務諸表を有価証券報告書の提出期限に公表できなかった場合は以下の対応が可能
 - 2011年3月期の日本基準の有価証券報告書を2011年6月に提出
 - 2012年3月期の第1四半期(2011年4月～6月期)の報告書に、2011年3月期のIFRS連結財務諸表を記載

米国基準適用会社のIFRSへの移行

- 2016年3月期までの間、米国基準に準拠して連結財務諸表を作成することが可能
(該当会社のために別途経過措置の概要あり)
- この場合、以下の注記が必要
 - 連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
 - 連結財務諸表の作成状況および米国SECにおける登録状況
 - 日本基準との主要な相違点

指定国際会計基準の適用範囲の拡大の公開草案の公表

- 2010年1月20日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成21年金融庁告示第69号)」等の一部改正(案)を公表しました。これは、2009年12月11日に公布された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等における指定国際会計基準の範囲を、IASBが2009年12月31日までに公表した基準および解釈指針に適用範囲を拡大するためのものです。今回、以下のIFRSについて適用範囲に加える提案がなされています。
 - IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」(改訂)
 - IAS32号「金融商品:表示」(改訂)
 - IAS24号「関連当事者についての開示」(改訂)
 - IFRS9号「金融商品」
 - IFRIC解釈指針14号
「IAS19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」(改訂)
 - IFRIC解釈指針19号
「資本性金融商品による金融負債の消滅」
- なお、意見募集の締切は2010年2月19日で、当該改正は公布の日から適用されます。

IASB IAS 37号改訂の 公開草案を公表

2010年1月5日、IASBは、IAS第37号を改訂するプロジェクトの一環として、負債の新しい測定規準に関する公開草案を公表しました。今回の公開草案は、2005年に公表された公開草案に対するコメントを受け、不明確であった負債の「測定」に関する項目に限定して再提案された公開草案となります(2005年の公開草案については次ページの概要を参照してください)。

新基準の草案(Working Draft)の全文は2010年2月に公表される予定となっていますが、IAS37号改訂案の全体を再度公開草案化する予定はありません。当該公開草案では、企業が負債の測定を行う際、①決済費用、②譲渡費用もしくは③債務の決済を行う必要がない場合の価値の、いずれか低い価額で測定することを提案しています。

債務の決済を行う必要がない場合の価値とは、企業に対する費用ではなく、企業が債務の決済に必要なサービスを提供し第三者に請求する場合の価値(利益を含む)です。不利な販売および不利な保険契約は例外規定となり、これらはIASBが現在審議中の収益認識プロジェクトおよび保険契約プロジェクトが完了するまでの間、引続き最も低い出口費用の純額に基づいて測定されます。当該草案のコメント募集期限は2010年4月12日です。

新しい測定のガイダンス

- 公開草案では、下記のいずれか低い価額で測定を行うと記載されています。
 - 債務の決済に必要な資源の現在価値(決済費用)
 - 債務を取り消すために企業が取引相手に支払わなければならない金額(譲渡費用)
 - 債務を第三者に譲渡するために企業が当該第三者に支払わなければならない金額(債務の決済を行う必要がない場合の価値)

- 債務の決済に必要な資源の金額が不明確な場合
 - 引当金は予想される全ての結果(期待値)の加重平均を使用して測定されます。
 - 加重平均値が最終的な支払金額となることはまれですが、見積りに内在する不確実性を反映するものとなります。
 - 引当金は、貨幣の時間的価値及び期待値の算定に反映されていない負債に特有なリスクを反映した割引率を使用して割引かれることとなります。
- 訴訟の和解のために債務を現金で決済する場合、当該債務は、予想される現金支出に関連コストを加えて測定されます。
- 従来の引当金は、期待値でなく経営者による支払金額の最善の見積りにより測定されるため、期待値が加重平均により算定された場合、引当金の金額は増減することが予測されます。

影響を受ける企業

- 当改訂案はほとんどの企業に適用される可能性があり、その影響は大きいものと予想されます。特に、環境の復元や、資産除去等に関連する多額の引当金を現在計上している企業に影響があると予想されます。

今後の動向

2005年のIAS37号改訂の公開草案を含め、大幅な変更が提案されているため、当該提案が既存の負債の測定にどのような影響を与えるのか、また、更なる情報を収集する必要があるかどうかについて検討を開始する必要があります。

IASB IAS 37号改訂の 公開草案を公表

～背景～

現行のIAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に対しては、2005年にIAS37号改訂の公開草案(ED)が公表されています。このEDは、2つのプロジェクト、すなわち米国基準との短期コンバージェンス・プロジェクト及び企業結合プロジェクト第2フェーズとして、IAS19号「従業員給付」改訂草案と合わせて公表されました。この公開草案は、もし基準として承認されれば2007年1月1日からの適用を予定されていましたが、未だ承認にいたらず、今般2010年1月に改めて「測定」の部分のみを対象として再度公開草案が公表されました。従って、「測定」以外の箇所については、2005年の公開草案及びその後のIASBIにおける議論の結果が最終的にIAS37号の改訂に反映される予定です。

以下は、2005年の公開草案の主な改訂項目です。今回の「測定」に限定された公開草案と比較して、現行IAS37号の考え方を大幅に変更する提案となっており、実務上はより影響が大きいと考えられますので留意が必要です。

2005年IAS37号改訂の公開草案の概要

- 「不利な契約」
 - 企業自身の行動により契約が不利になる場合は、企業がその行動をとるまでは負債を認識してはいけないことを提案し、さらに、不利なオペレーティング・リース契約における負債の測定について、追加ガイダンスを提案しています。
- 「リストラクチャリング引当金」
 - リストラクチャリングに関連する各コストに対する負債の認識を、ある特定の時点で全てのコストに対してひとつの負債を認識する現行IAS37号のアプローチから、各コスト単位に負債認識要件を満たす場合に認識することが提案されています。

- 「偶発資産」、「偶発負債」
 - 偶発資産に該当する資産は、IAS38号「無形資産」の適用範囲とすることを提案しています。
 - 偶発負債という用語を削除し、負債が存在するかどうかに関する不確実性ではなく負債を決済する金額に関する不確実性に言及するため「偶発事象」という用語を使うことが提案されています。不確実な将来事象により決済金額が決まる負債は、当該事象の蓋然性とは無関係に認識することになります。
- 「蓋然性」
 - 現行基準では、経済的便益をもつ資産の流出が、引当金の決済に求められる可能性が高い場合、引当金は認識されなければならないと記載しています。この「可能性が高い」とは50%超の発生可能性であるとされていましたが、2005年の改訂案では、偶発負債の用語を削除する改訂案と整合するように、蓋然性の認識基準は削除されます。
- 「測定」(2005年改訂案)
 - 「最も発生が見込まれる金額(Best Estimate)」ではなく、期待キャッシュ・フローにより、起こりうる確率により加重平均し負債を測定することが提案されています。
 - 測定に関しては、2010年1月の公開草案において、さらに詳しく規定されています。

2005年公開草案の影響

- 従来、発生可能性が50%以下で開示されていた偶発負債を負債として財務諸表上に認識しなければならない場合が生じますので留意が必要です。

IFRSプロジェクト 事例紹介

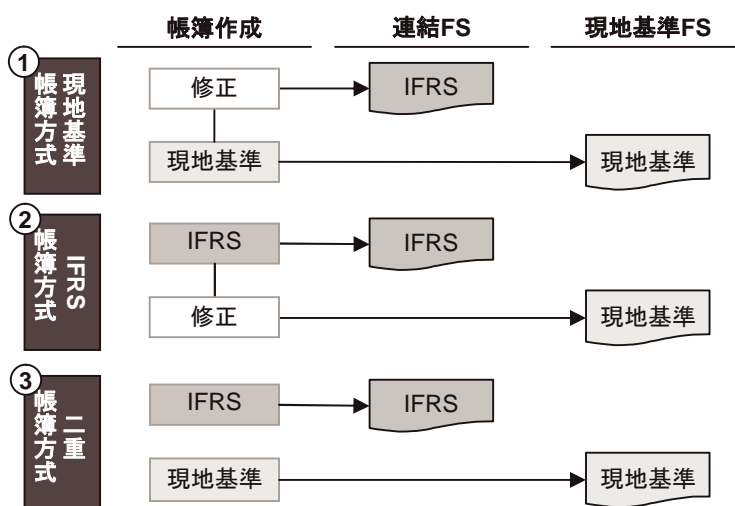
－ 帳簿方式の検討

前回まで、IFRS適用にあたって業務プロセス改革が検討される典型的な論点として、収益認識、有形固定資産管理、研究開発業務について述べてきました。今回は特定の勘定科目ではなく、決算業務全般に影響を与える帳簿方式の検討について取り上げます。

IFRS導入における帳簿方式の検討

ご存知のとおり、日本におけるIFRSは連結財務諸表作成上の基準として採用されます。日本企業が海外現地法人を含むグループ会社全体にIFRSを導入したとしても、グループ会社の現地法令等に対応するため、現地基準での個別財務諸表を作成することが求められる場合があります。その場合、グループ会社は、親会社に提出するIFRSベースでの財務諸表と現地法令等に対応するための財務諸表の両方を作成することとなります。

このような状況下で、グループ会社の日常の記帳をいずれの会計基準に従って行うべきかを検討するのが、今回のテーマである帳簿方式の検討です。帳簿方式としては、①現地基準帳簿方式、②IFRS帳簿方式、③二重帳簿方式という3種類が考えられます。



以下にそれぞれの内容を説明します。

① 現地基準帳簿方式

この方式では、日常の記帳を現地基準で行い、現地基準の財務諸表を作成します。その上で親会社に提出する財務諸表を作成するため、現地基準からIFRSへの修正を行います。

② IFRS帳簿方式

この方式では、日常の記帳をIFRSで行い、親会社提出用のIFRSベースの財務諸表を作成します。その上で現地法令等に対応する財務諸表を作成するため、IFRSから現地基準への修正を行います。

③ 二重帳簿方式

この方式では、現地基準とIFRSの両方の帳簿を作成します。その上でそれぞれの帳簿に基づいて現地基準とIFRSの財務諸表を作成します。

帳簿方式選択の観点

これらの中で一般的にグループ会社における導入時の負担が最も小さいのは「①現地基準帳簿方式」です。この方式では、日常の記帳から現地基準の財務諸表作成に至るまでは従来どおりであり、現地基準からIFRSへの四半期ごとの修正業務が追加されます。IFRS導入の目的がIFRSベースの財務諸表を提出することのみとすることであれば、この方式も十分採用可能と考えられます。

しかし、グループ内の経理業務の標準化、勘定科目体系の統一、グループ経営管理の高度化、統一会計システムの導入、連結決算の早期化なども視野に入れてIFRSを導入する場合、IFRSベースでの帳簿を基礎に据えて各種の取組を実施することになります。そのためには帳簿方式としては「②IFRS帳簿方式」、「③二重帳簿方式」のいずれかを採用することが不可欠となります。実際に、IFRSの適用を契機として経理周りの様々な課題の解決に取り組まれる企業は多く存在します。

では、「②IFRS帳簿方式」、「③二重帳簿方式」のいずれの方式を採用すれば良いのでしょうか。まずはそれぞれの方式の特徴を説明します。

「②IFRS帳簿方式」では、現地基準の帳簿を保持しません。そのことがグループ会社の所在国によっては問題になる可能性があります。

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 帳簿方式の検討 (続き)

その一つは現地での財務諸表提出期限や税務申告期限への対応が困難となる可能性です。「②IFRS帳簿方式」では、一旦IFRSベースでの記帳が完了してから現地基準への修正を行い、現地基準の財務諸表を作成することになります。特にIFRSと現地基準の差異項目が多い場合には現地基準財務諸表への修正期間を十分に確保する必要があり、現地財務諸表を早期に作成することが難しくなります。国によっては、決算日後、短期間で現地での財務諸表提出や税務申告が求められるところもあり、注意が必要です。

また、国によっては、現地基準での帳簿自体が求められることもあり、現地法令を十分に確認することが必要です。

一方、「③二重帳簿方式」では、IFRSベースの帳簿と現地基準の帳簿の両方を保持することによるメリットがあります。しかし、文字通り二重に記帳することが必要となり、記帳業務そのものが煩雑になる、ひいては記帳等のミスの発生可能性が高まるなどのデメリットがあります。

IFRSプロジェクトにおける検討

「②IFRS帳簿方式」と「③二重帳簿方式」の選択において、IFRSの先進事例ではどのように決定されているのでしょうか。

A社のプロジェクトでは、グループ会社の現地法令等への対応の観点から、「③二重帳簿方式」を採用することにしました。この方式の採用にあたっては、二重に記帳する煩雑さや、それによるミスの発生を回避するための工夫が必要となります。この点、A社では、基準の差異の影響を受けない仕訳について一度の入力で両帳簿に反映させる機能(一括入力機能)を会計システムに付与することにしました。この会社では、期中取引においては基準の差異の影響を受ける仕訳が殆ど存在しません。これにより、期中では殆どの取引が上記の一括入力により記帳されることとなりました。結果として現地基準、IFRSの両帳簿を保持する利点を活かしつつ、二重入力による煩雑さを回避することができたのです。

一方、B社のプロジェクトでも、A社と同様に「③二重帳簿方式」を採用することとし、会計システムにはA社と同様の一括入力機能を付与するようにしました。しかし、A社と異なり、B社では期中取引

において基準の差異の影響を受ける仕訳の件数が膨大にあり、多くの仕訳の入力を二重に処理することが避けられませんでした。その結果として、入力すべき帳簿の誤りや、いずれかの帳簿への入力漏れなどのミスが導入初期に多発しました。このように期中取引において基準の差異のある仕訳の件数が多い会社の場合は、さらなる工夫が必要となります。B社では、期中では、IFRSに関する仕訳の記帳(一括入力分含む)のみを行うこととし、現地基準独自の仕訳については期末にまとめて記帳することとしました。それにより、期末において、日常的に入力されている仕訳と照合しながら入力することで、ミスを防ぐことができます。また、まとめて作業を行うことで作業負荷の増加も最小限に抑えることができました。

さらに別のC社のプロジェクトでは、「②IFRS帳簿方式」を採用することにしました。C社では研究開発費を親会社のみで計上していることなどから、子会社において基準の差異項目があまり多くありませんでした。このように基準の差異が多くない状況では、二重に帳簿を保持する必要性が低く、IFRSから現地基準への修正をエクセルなどを使用して行うことで十分対応可能だったのです。

世界各国の基準がIFRSに近づきつつある現状を考えると、今後は多くの会社でこの「②IFRS帳簿方式」を採用することになるかも知れません。但し、その場合においては、子会社の所在国の法令等を十分に調査した上で、現地基準での帳簿を持たない場合の弊害の有無を慎重に判断することが求められます。

今後のIFRS導入に対する示唆

企業がIFRS導入に際して帳簿方式を検討する際には、そもそもIFRS導入により何を指すのかを十分に検討することが必要です。そして、IFRS導入により、業務プロセスの標準化等を指すのであれば、IFRSベースでの帳簿を保持することが必要である場合が多いと考えられます。その場合、現地基準の財務諸表作成に対応するため「③二重帳簿方式」を採用するのか、現地基準への修正のためにどのような処理や作業が必要になるのかを検討した上で「②IFRS帳簿方式」を採用するか否かを決める必要があります。その際、グループ会社における基準の差異の状況や決算業務のあり方などを考慮の上で決定することになります。

金融庁 IFRSに基づく連結財務諸表開示例を公表

2009年12月18日、金融庁は、国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例を公表しました。

この開示例は12月11日に公布された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(02、03ページで解説)に基づき、2010年3月31日に終了する連結会計年度において、指定国際会計基準に基づく連結財務諸表を初めて作成する場合における開示例を実務の参考として示したものであり、以下の利用にあたっての留意点が示されています。

1. 連結財務諸表の作成にあたり、参考となると考えられるものを示すものであり、今後、より適切な開示例を検討していく際の出発点として、広く関係者に提供するものであること
2. あくまでも例示であり、連結財務諸表の形式及び内容を拘束するものではないこと
3. 当面、平成22年(2010年)3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を念頭において作成しており、今後、指定国際会計基準の改訂を踏まえ、適時更新を予定していること
4. 製造業において一般的に開示されると考えられる事項を例示しており、個々の企業の状況によって、要否が異なるとともに、指定国際会計基準に基づき開示すべき事項を、必ずしも網羅していないこと
実際の開示に際しては、指定国際会計基準を参照し、個々の企業の実態に即して、財務諸表利用者の判断に資するよう、適切な開示形式及び内容の検討を推奨していること
5. 開示形式及び内容を拘束するものではないため、意見を募集しているものであること

中国がIFRSコンバージェンスに関するロードマップ(案)を公表

中華人民共和国財政部は、中国企業会計準則(ASBE)のIFRSへの継続的で完全なコンバージェンスのためのロードマップに関する公開草案を公表し、募集期限を2009年11月30日として、コメントを募集しました。

ASBJが、「国際財務報告基準(IFRS 2009)」を発刊

ASBJが『国際財務報告基準(IFRS)2009』を発刊しました。

これは、IFRSに関する国際会計基準審議会(IASB)の公式出版物「International Financial Reporting Standards 2009」の日本語版であり、IASBフレームワーク、IFRS、国際会計基準(IAS)、解釈指針(IFRIC・SIC)、用語集・索引を収録しています。

財務諸表の表示・企業結合会計の改定など、2009年1月1日現在の基準書等をフォローした最新版で、2500ページ以上におよぶ原書の全文が翻訳されています。

CESRで各国IFRS執行機関が会合

CESR(欧州証券規制当局委員会)の取りまとめにより、33カ国のIFRSの執行機関、IASB代表者、監査人が12月3、4日にパリのCESRオフィスで会合を開き、IFRSの法執行(enforcement)について議論しました。

参加国は、EU諸国、ブラジル、中国、エジプト、インド、メキシコ、南アフリカ、トルコ、スイス、アメリカ、日本などで、参加者は世界におけるIFRSの首尾一貫した適用を促進することを目的として、異なる管轄区域でどのように法執行制度が運用されているかなどの情報をシェアしました。

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点（業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計）から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修／構築等、貴社のIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、J-SOX対応を図りつつ支援します。

5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

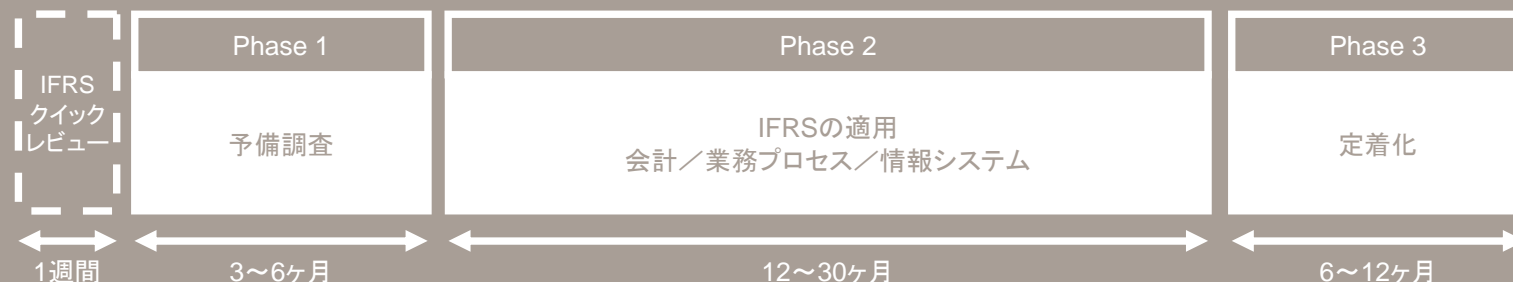
6. 連結システム・会計システム等導入支援サービス

IFRS適用後の業務を効率的に運用するために必要な連結システム・会計システム及び様々な業務システムの導入を構想立案・要件定義から実際の導入運用までを全面的に支援します。

7. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ・アプローチ



Contact us

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

あらた監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwcjp-ifrs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-3546-8192

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 木内 仁志

担当: 秀嶋 沙弥